

部位別後遺障害等級一覧

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考
咀嚼・ 言語	第2	1	2	咀嚼および言語の機能を廃したものの	(喪)100% (自賠)300Q (青) 2700~ 310Q (赤)280Q (人傷)1600	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したものと(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、下肢の3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。
				咀嚼または言語の機能を廃したものの	(喪)100% (自賠)221Q (青) 1800~ 220Q (赤)199Q (人傷)1100	(注4)視力は万国式視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
				咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの(注7)	(喪)92% (自賠)188Q (青) 1500~ 180Q (赤)167Q (人傷)950	(注7)咀嚼機能の著しい障害とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないもの、また、言語機能の著しい障害とは、以下4種の語音のうち2種の発音不能のもの又は綴音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないもの、とされる。 a 口唇音(ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ)、 b 歯舌音(な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ) c 口蓋音(か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん) d 喉頭音(は行音)
				咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの(注7)	(喪)67% (自賠)129Q (青) 1100~ 130Q (赤)118Q (人傷)600	(注7)咀嚼機能の著しい障害とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないもの、また、言語機能の著しい障害とは、以下4種の語音のうち2種の発音不能のもの又は綴音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないもの、とされる。 a 口唇音(ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ)、 b 歯舌音(な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ) c 口蓋音(か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん) d 喉頭音(は行音)
				咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの(注27)	(喪)39% (自賠)61Q (青) 600~ 70Q (赤)69Q (人傷)300	(注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、閉口障害、歯牙損傷(補てつ不能の場合))とされる。 言語機能については、注7の4種の語音のうち2種の発音不能のもの、とされる。
		10	3	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの(注27)	(喪)27% (自賠)46Q (青) 480~ 57Q (赤)55Q (人傷)200	(注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、閉口障害、歯牙損傷(補てつ不能の場合))とされる。 言語機能については、注7の4種の語音のうち2種の発音不能のもの、とされる。